

「ブラジル向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成21年6月22日付け食安発第0622005号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）別紙「ブラジル向け輸出水産食品の取扱要領」 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>(作成日) 平成21年6月22日  <u>(最終改正日) 平成29年3月17日</u></p> <p>1. ~ 4. (略)</p> <p>5. 衛生証明書の発行手続        (1) 衛生証明書の発行申請        輸出者は、ブラジル向け輸出水産食品の輸出の都度、別紙様式9に下記の書類を添付し、誓約事項を了承の上、証明書発行機関あて申請する（ウについて申請時に提出できない場合にあっては、遅くとも証明書発行日までに証明書発行機関に提出すること。）。なお、電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「NACCS」という。）による申請を行う場合にあっては、別添4によるものとする。        (略)</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p> <p>6. (略)</p>	<p>(作成日) 平成21年6月22日  <u>(最終改正日) 平成28年6月3日</u></p> <p>1. ~ 4. (略)</p> <p>5. 衛生証明書の発行手続        (1) 衛生証明書の発行申請        輸出者は、ブラジル向け輸出水産食品の輸出の都度、別紙様式9に下記の書類を添付し、誓約事項を了承の上、証明書発行機関あて申請する（ウについて申請時に提出できない場合にあっては、遅くとも証明書発行日までに証明書発行機関に提出すること。）。なお、電子メールによる申請を行う場合にあっては、別添4によるものとする。        (略)</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p> <p>6. (略)</p>
(別添1) (略)	(別添1) (略)
(別添2)  証明書発行機関に関する規程  1. 証明書発行機関の認定申請 証明書発行機関としての認定を希望する者は、以下（1）の要件を確認するために必要な（2）の関係書類を添付し、別紙様式12により厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長あて申請する。  (1) 証明書発行機関としての要件	(別添2)  証明書発行機関に関する規程  1. 証明書発行機関の認定申請 証明書発行機関としての認定を希望する者は、以下（1）の要件を確認するために必要な（2）の関係書類を添付し、別紙様式12により厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長あて申請する。  (1) 証明書発行機関としての要件

<p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 別紙要領に規定する業務を実施する上で十分な能力を有する人員及び設備 <u>(NACCSの利用可能な設備を含む。)</u> を有するものであること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 別紙要領に規定する業務を実施する上で十分な能力を有する人員及び設備を有するものであること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>(別添3) (略)</p>	<p>(別添3) (略)</p>
<p>(別添4)</p> <p>電子メール又はNACCSによる衛生証明書の発行申請手続</p> <p><u>1. 衛生証明書の発行申請前の手続</u></p> <p><u>(1) 電子メールにより発行申請を行う場合</u></p> <p>輸出者は、別紙様式17に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を書面にて衛生証明書発行機関宛てに提出すること。</p> <p>① 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。</p> <p>② 一つの輸出計画書に、同一の証明書発行機関で衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域の輸出計画を併せて記載して差し支えない。</p> <p>③ 輸出先国・地域の追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月、輸出品目及び輸出数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。</p> <p><u>(2) NACCSにより発行申請を行う場合</u></p> <p>輸出者は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社のウェブサイトに掲載されているNACCS掲示板にアクセスし、同社に対して、輸出証明書等発給申請業務の利用申込みの手続を行うこと。</p> <p><u>2. 衛生証明書の発行申請</u></p> <p>輸出者は、食品を輸出しようとする都度、取扱要領に従い、電子メール又はNACCSを利用して、衛生証明書の発行申請に必要な書類を所定の衛生証明書発行機関宛てに提出すること（その際、衛生証明書発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、電子メールにより発行申請を行う場合であって、1. (1) の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域に輸出を行う場合は、必要な書類を郵送等により提出すること。</p>	<p>(別添4)</p> <p>電子メールによる衛生証明書の発行申請手続</p> <p><u>1. 輸出計画書の提出</u></p> <p>輸出者は、別紙様式17に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を書面にて証明書発行機関宛てに提出すること。</p> <p><u>(1) 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。</u></p> <p><u>(2) 一つの輸出計画書に、同一の証明書発行機関で衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域の輸出計画を併せて記載して差し支えない。</u></p> <p><u>(3) 輸出先国・地域の追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月、輸出品目及び輸出数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>2. 衛生証明書の発行申請</u></p> <p>輸出者は、食品を輸出しようとする都度、取扱要領に従い、衛生証明書の発行申請に必要な書類を電子メールに添付し、所定の証明書発行機関宛てに送付すること（その際、衛生証明書発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、1. の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域に輸出を行う場合にあっては、必要な書類を郵送等により提出すること。</p>

こと。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。  
(略)

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。  
(略)

(別添 5)・(別添 6) (略)

(別添 5)・(別添 6) (略)

(別紙様式 1)～(別紙様式 17) (略)

(別紙様式 1)～(別紙様式 17) (略)